

支援が必要なすべてのこどもたちに、  
あまねく支援が届くように

～社会的養育リソースの拡充を～

全国児童家庭支援センター協議会

会長 橋本 達昌

# 児童人口1万人あたりの保護児童数

諸外国に比べ  
極端に保護されている  
児童が少ない現実

カナダ：109名、デンマーク：104名  
フランス：102名、ドイツ：74名  
ノルウェー：68名、アメリカ：66名  
スウェーデン：63名、イギリス56名  
スペイン：51名、ニュージーランド：49名  
オーストラリア：49名、**日本：17名**

# 令和2年度 児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数の13.4%

相談対応件数 205,044件※1

一時保護 27,390件※2

相談対応件数の2.1%

施設入所等 4,348件※3、4

受入リソースの脆弱さから  
ほとんどの子どもたちが  
地域に戻されている実情

## 内訳

児童養護施設 2,274件				乳児院 663件				里親委託等 656件				その他施設 755件			
20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度
2,563件	2,456件	2,580件	2,697件	679件	643件	728件	713件	282件	312件	389件	439件	638件	620件	739件	650件
24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度	24年度	25年度	26年度	27年度
2,597件	2,571件	2,685件	2,536件	747件	715件	785件	753件	429件	390件	537件	464件	723件	789件	778件	817件
28年度	29年度	30年度	令和元年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
2,651件	2,396件	2,441件	2,595件	773件	800件	736件	850件	568件	593件	651件	735件	853件	790件	813件	849件

※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数及び施設入所等件数は東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

- ※1 児童相談所が児童虐待相談として対応した件数（延べ件数）
- ※2 児童虐待を要因として一時保護したが、令和2年度中に一時保護を解除した件数（延べ件数）
- ※3 児童虐待を要因として、令和2年度中に施設入所等の措置がなされた件数（延べ件数）
- ※4 令和2年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 9,061件

【出典：福祉行政報告例】

# 支援の舞台は、施設から地域へ

(施設オンリーの“自己完結型支援”から、地域の様々な機関が“重なり合う支援”へ)

従来



親子分離・地域分離

里親  
ファミリー  
ホーム

OR

社会的養護施設  
(児童養護施設  
・乳児院等)

近未来

支援の重なり・厚み

親 子

実家庭

里親・ファミリー  
ホーム

社会的養護施設・児家セン  
(フォスタリング機関)

地域の多様な社会資源  
(児童館・保育所等)

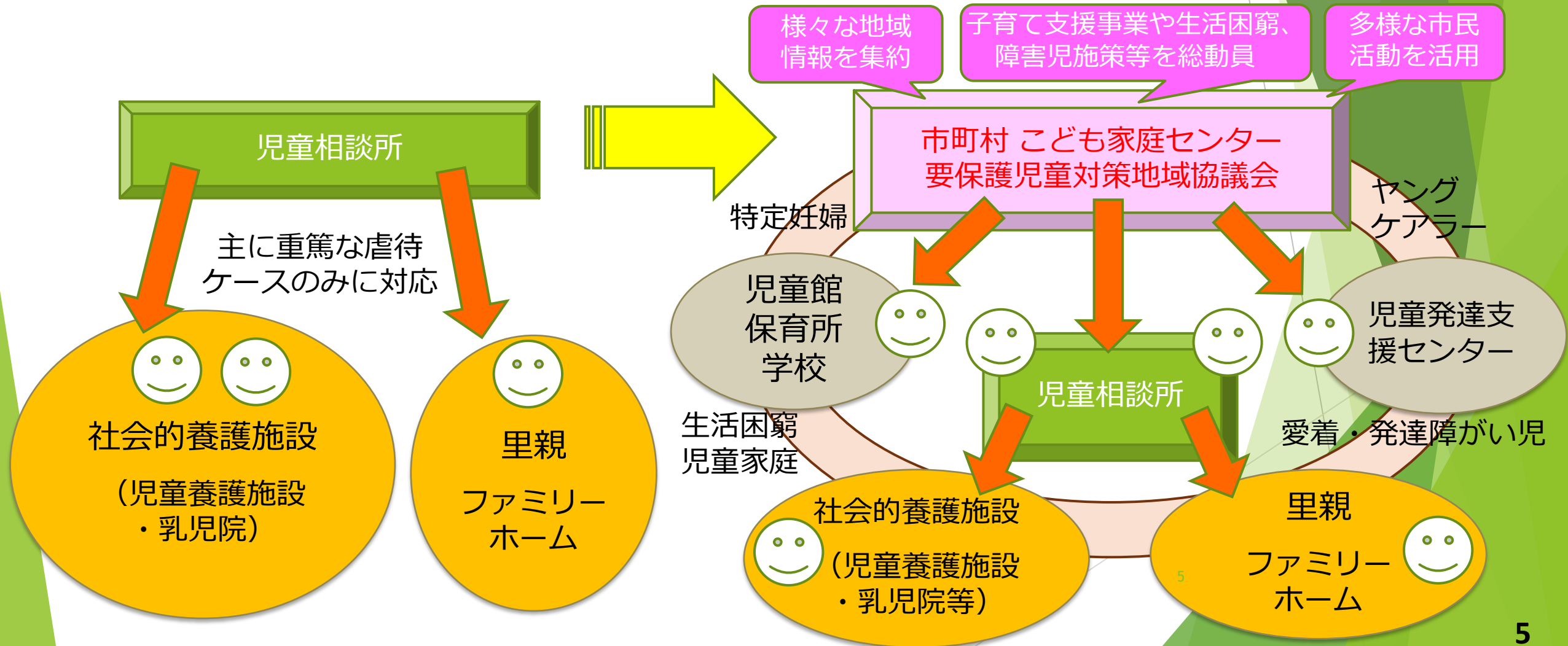
地域社会・市民

ケアラー・支援者への支援システム

# 支援の中核は、児童相談所（都道府県）から市区町村に

これまでの社会的養護

これからの社会的養育



Point

- ① 児童養護施設入所時には既に“重篤化”している現状・・・「なるべく早く要保護児童を発見し、ケアしたい！」との願いを事業化・・・
- ② 児童養護施設退所後に“音信不通”となってしまう現状・・・「なるべく長く(退所後も)つながり続けたい！」との想いを事業化・・・

① 取組の概要

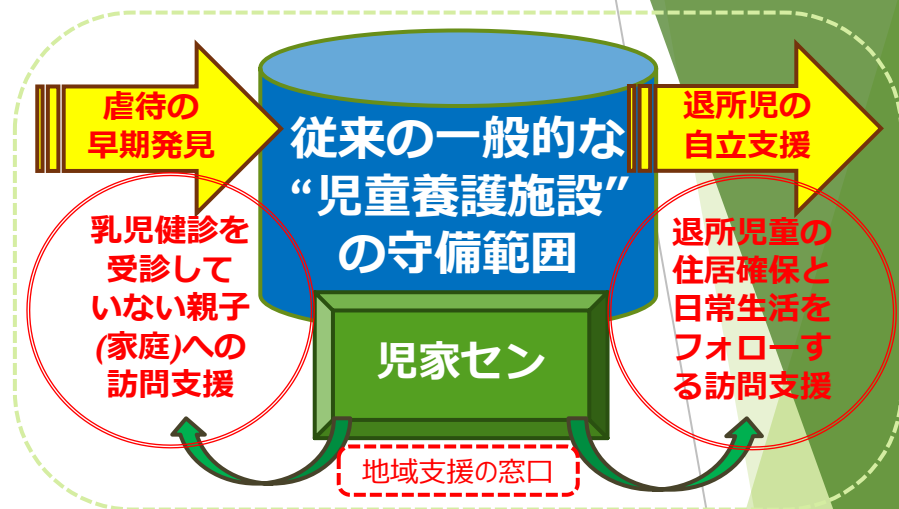
- ① 「ブックスタート補完事業」（未受診親子への家庭訪問事業）  
越前市では、5ヶ月児健診の際、親子に絵本をプレゼントする事業（ブックスタート事業）を実施しているが、未受診家庭については、一陽のスタッフが家庭を訪問し、絵本を届けるかわら、育児環境課題（ネグレクトリスク等）の発見に努めている。
- ② 「施設退所児童自立サポート事業」（施設退所青年への訪問型生活支援）  
高校中退等により施設を退所し一人暮らしを希望する青年に対し、一陽がアパートを借りるなどして住居を確保・提供する。そのうえで一陽のスタッフが生活支援員として、朝夕に住居を訪問し、日常生活支援や就労維持に向けた支援を行っている。

② 取組の効果

- ① 児童養護施設の強み＝「可用性」（24時間365日稼働）と、「ノウハウ」（ネグレクト家庭等への伴走支援で培われた経験知）＝を市が有効活用  
→ ハイリスク家庭については越前市に報告し、市が即時対応 → 官民連携の端緒
  - ② 15～19歳の青年に対し、一人暮らしの難しさを伝えたいと躍起になればなるほど反発を招く → むしろ(支援者としては、退所後も付き合い続ける覚悟をもって、) 彼らの望みを無下に否定せず、息の長い、ゆるい支援を実践 → “所在不明化”を回避
- ※①、②いずれも「児家セン」を起点（窓口）とする「アウトリーチ」により、当事者の受援力の脆弱さから潜在している相談動機を適切に掘り起こすことができ、かつ（支援を届けたい人に）必要な支援をピンポイントで届けることができています。

③ 取組実績

- ① 家庭訪問延件数 2016年度＝208件、2017年度＝274件、2018年度＝204件、2019年度＝237件、2020年度＝161件  
※2020年度は、コロナ禍による健診事業の中止等が大きく影響
- ② 退所青年A君への支援経過 2017.3 全日制高校1年の学年末に中退、一陽を退所し、実家に戻り就労 ⇒ 2017.11 定時制高校への再入学を希望し、一陽に再入所 ⇒ 2020.11 高校卒業を目前に控え、一人暮らしの意向尊重（自立サポート事業を活用）⇒ 現在に至る



(参考) 支援の様子



未受診家庭への訪問支援



退所児宅での生活支援

出典 厚生労働省 社会保障審議会 第28回社会的養育専門委員会 (2021.5.25開催) 資料

Point

子ども家庭総合支援

24時間365日、夜間・休日・祭日の対応によるサービス (朝から夕方までの支援 + 夕方から翌日朝までの支援)  
 一時的・短期的な宿泊を伴うスペシャルサポート (必要に応じて子どもを預かる支援)  
 親子分離せず、関係性を育てる支援・予防と早期対応の支援、身近な地域での具体的支援

①取組の概要

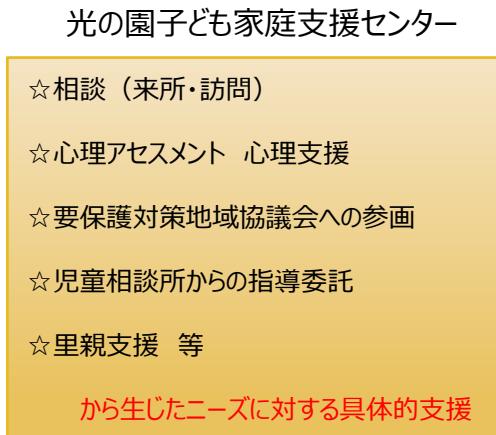
- 市町村ショートステイ事業
  - ・一般家庭で一時的に養育が困難な場合等 (①病気②出張③出産④冠婚葬祭⑤息抜き) に、市町村からの依頼により、子どもを預かる。
- 里親レスパイト事業
  - ・里親家庭で一時的に養育が困難な場合等 (①里親の休息②里子のきょうだい交流③里子の実親交流④里子の養育・課題を共有) に、児童相談所の依頼により委託児童を預かる。
- 一時保護委託事業
  - ・児童相談所、婦人相談所からの依頼により子どもや母子を預かる。

②取組の効果

- 市町村ショートステイ：子ども預かることで一般家庭の一時的な困りを解消
  - 地域の一般家庭への安心感につながっている。
  - 継続利用することで養育基盤の弱い家庭の安定に寄与。
- 里親レスパイト：里親の困り事への対応や里子の実家族との良好な関係づくりを支援
  - 里親と委託児童の養育について共感共有することで、里親家庭の安定に寄与。
  - 里子の家族支援 (実親・きょうだい交流) を行うことで、実家族との関係性を構築している。
- 一時保護委託：要保護児童の安全を確保
  - 要保護児童を保護 (夜間緊急等の対応あり) することで子どもの安全・安心に寄与。

③取組実績

	H30年度		H31年度		R2年度	
	件数	延べ日数	件数	延べ日数	件数	延べ日数
ショートステイ	98	341	119	487	145	592
里親レスパイト	90	228	95	229	59	119
一時保護委託	17	302	23	198	37	461



(参考) 支援の様子

レスパイトきょうだい交流



ショートステイの様子



出典 厚生労働省 社会保障審議会  
 第28回社会的養育専門委員会  
 (2021.5.25開催) 資料

すべて宿泊を伴う支援  
 件数 = 人数

# 私たち（児家セン＋児童養護施設etc）が 展開している地域支援の強みとは...

I. 民間ならではの“ゆるい支援”が可能であること

息苦しさや見張られ感のない支援（食支援、家事援助etc）

II. 人と人とのつながりの“継続”が可能であること

ずっと変わらない人間関係が、ビロッキングを醸成

II. 相談支援だけでなく“ステイ”も可能であること

自立生活の不安感や不安定さをカバーする、いざという時の保険

今後の課題は、基礎自治体において、  
いかに官と民と市民が連携・協働し、互いの強みを  
活かし合って、多様な支援を創出していけるか！